



とちぎとちぎ
 悟理道珈琲工房
 蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2017 優秀賞
 こだて あつし
 小館 敦 さん

まわりとちぎ

万町の蔵の街大通り沿い、築80年以上の古商家をリノベーションしたコーヒースタンド「悟理道珈琲工房」。今回は、コーヒーを愛し、ユニークな経営をする店主の小館敦さんにお話を伺いました。

趣味はコーヒー。仕事もコーヒー。

「子供の頃からコーヒーが好きで、将来はコーヒーがインテリアのいずれかを仕事にしたいと思っていました。」最初はインテリア関係の会社員として働き始めた小館さんですが、ある日、知り合いの店で自身が焙煎したコーヒー豆を販売できる機会が訪れました。その後、徐々にイベント等で販売することが増えていき、遂に会社を辞めて店を持つことを決意。『蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト』に入賞し、2017年12月に『悟理道珈琲工房』をオープンしました。「店舗というスタイルにこだわってはいませんが、趣味を仕事にしているので本当に楽しいし、働く時間はもっと欲しいです。」



経営収支を公開！？YouTubeも！

ブログで毎月の経営収支を詳細に公開するなど、積極的な情報公開をされている理由をお聞きしました。「収支を公開するメリットはありません。ただ、飲食店が経営の現実を教えてくれる機会がほとんど無い状況で、開業の際には自分も苦労しました。私と同じようにコーヒー店を持ちたい、という方には経営のリアルを見て、しっかりと計画したうえでチャレンジしてほしい、と考えて公開しています。」さらに昨年は『コーヒーを仕事にしたい人向けスクール』の開催やYouTubeチャンネルの開設などの新しい試みも。「店舗だけでは限界があり、多角的に活動をしています。コロナ禍の今ならYouTuberかな、と(笑)ノウハウの流出などは全く気にしません。結果的に美味しいコーヒーを出す店が増えて、その一杯でコーヒーを好きになる人が増えてくれれば嬉しいです。」と、業界全体の盛り上がりへの期待をのぞかせます。

栃木市内でコーヒーの奥深さを楽しんで

最後に市民の皆さんへ一言。「コーヒー豆は農産物。国や農場によって味が違うし、ロースター(焙煎する人)の考え方も大きく影響します。市内にはお店がたくさんありますので、ぜひ足を運んでいただき、その奥深さを感じていただければ。」

YouTubeチャンネル「悟理道珈琲工房」はこちら! →

くらしの窓

子どもにスマートフォンを持たせる前に



新年度を控えた3月は、携帯電話の新規契約が特に多くなる時期。子どもに初めて携帯電話を持たせた際に、生じやすいトラブルと注意点を紹介します。

事例 高校生になる子どものスマートフォンを携帯電話販売店で購入し、通信契約をした。子どもは同行しなかったため、父親である私名義で契約をした。使用者が子どもだということを説明するのが面倒だったので説明しなかった。子どもがスマートフォンを使い始めて3ヶ月後、携帯電話料金の支払いに利用していたクレジットカードに、10万円を超える請求があった。調べると、子どもが携帯電話決済でゲームに課金していたことが分かった。課金に必要な暗証番号は、子どもの誕生日に設定していた。

このようなトラブルを避けるにはどうすればよかったですか？

お子様の携帯電話の契約の際は、できる限り本人を同席させ、携帯電話契約にはお金がかかること、トラブルがあることを理解させることが大切です。また、未成年の場合は「契約者は保護者」「利用者は子ども」という、未成年の利用者登録をし「フィルタリングサービス」の設定をしてください。フィルタリングとは、インターネット上の違法なサイトや有害情報へのアクセスを防いでくれるセーフティツールです。年齢に応じた利用をすることで、お子様をトラブルから守ることができます。

決済(課金)額についても、年齢に応じた携帯電話決済の上限額が設定されています。日本ではAppleかandroidを使うスマートフォンが多く利用されていますが、このアカウントも年齢を登録できます。トラブルになった時のために、利用者が未成年であることを登録し、暗証番号は保護者が適切に管理しましょう。利用方法について、お子様と一緒に考え、「わが家のルール」を作ること、お互いに安心してスマートフォンが利用できるように。

消費生活センター(本庁舎2階) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

4月から「ひきこもり個別相談」をはじめます

ご本人やご家族も「どうしたらいいんだろう」と悩まれていますか？

ひきこもり支援に携わる相談員がお話を伺い、ひきこもっている本人のひとり立ちに向けたステップを共に考えます。



日時 毎月第2木曜日 10時～12時、13時～15時
 (初回4月8日(木))

場所 障がい福祉課(市役所本庁舎2階)

対象 市内在住で「ひきこもり※」状態にある方(64歳まで)・ご家族など

※ひきこもりとは、社会参加ができない状態が概ね6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態をいいます。

相談員 栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター(ポラリス★とちぎ)職員、相談支援専門員、保健師

定員 1日4組(1組1時間程度・申込先着順)

申込 予約制。1週間前までに問合先へ申し込みください。

問合先 障がい福祉課 ☎(21)2219

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言)	3月12日(金)、26日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
※予約受付中 4月以降の日時は、次号でお知らせします。	3月18日(木) 10時～12時	大平隣保館2階 相談室 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830
※同じ案件での相談は2回まで(異なる会場で相談しても同様)	3月23日(火) 10時～12時	西方総合支所1階 会議室 西方市民生活課☎(92)0308
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	3月2日(火)、16日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 社会福祉協議会大平支所☎(43)0294
宅地建物相談(予約開始:3/1(月)8時30分～)(売買や賃貸借、所有と管理)	3月19日(金) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
消費生活相談(商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎2階 消費生活センター ☎(23)8899 FAX(23)8820
合同相談 (行政相談) ※3月の人権相談は中止 ◆移動県民相談も同時開設	3月9日(火)、23日(火) 10時～12時	本庁舎2階 市民相談室 市民生活課☎(21)2122
	3月18日(木) 10時～12時	大平総合支所1階 相談室 大平市民生活課☎(43)9211
	◆3月23日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館2階 小会議室 西方市民生活課☎(92)0308

相談	日時	場所/問合先
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21)2218
いじめ相談電話	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は事前予約可	本庁舎/青少年育成センター☎(24)0667 メール:gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
青少年相談 (非行問題・不登校など)	月～金曜日9時～17時 ※土日祝日・時間外は事前予約可	本庁舎/青少年育成センター☎(23)6566 メール:gakusyu03@city.tochigi.lg.jp
家庭児童相談(0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21)2227
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課☎(21)2227 ※左記以外の時間は☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎/子育て支援課 ☎(21)2229
障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がいを理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21)2219 FAX(21)2682
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 ※祝日除く 第1・3土曜日17時～21時 第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113 大平勤労青少年ホーム☎(43)5191
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/栃木中央地域包括支援センター ☎(21)2245・2246
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	3月12日(金) 10時～11時30分	本庁舎1階 市民スペース/栃木中央地域包括支援センター☎(21)2171・2246